

## 南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付要綱

南伊勢町告示第 122 号

令和元年 12 月 10 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南伊勢町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、三重県と共同して行う移住・就業マッチング支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。)から南伊勢町に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において、南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における移住支援金(以下「移住支援金」という。)を交付することとする。

移住支援金の交付については、三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領(以下「県実施要領」という。)及び法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 移住支援金の交付対象者は、別表第 1 及び別表第 2 の要件を満たす者とする。

(移住支援金の額)

第 3 条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 2 人以上の世帯の申請の場合 100 万円

(2) 単身の申請の場合 60 万円

2 18 歳未満の世帯数(申請日が属する年度の 4 月 1 日時点において 18 歳未満の者)を帯同して移住する場合は、18 歳未満の者 1 人につき 100 万円を加算する。

(交付申請)

第 4 条 移住支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付申請書(様式第 1 号)に必要事項を記入のうえ、移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書(様式第 2 号)及び南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における就業証明書(以下「就業証明書」という。)(様式第 3 号)、その他必要な書類を添えて町長へ提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、移住支援金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項により移住支援金の交付決定をしたとき、南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付決定通知書(様式第 4 号)を申請者へ通知するものとする。

3 町長は、第 1 項により移住支援金の交付申請を却下するとき、その理由を付して南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付申請却下通知書(様式第 5 号)を申請者へ通知するものとする。

(交付請求)

第 6 条 移住支援金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付請求書(様式第 6 号)により、移住支援金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があった日から 3 ヶ月以内に、交付決定者に対して移住支援金の交付を行

う。

(継続就業の確認)

第7条 交付決定者は、当該申請日の1年後から3ヶ月以内に就業証明書(様式第3号)を町長へ提出しなければならない。

(届出の義務)

第8条 交付決定者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに当該変更事項を町長へ届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第9条 三重県及び南伊勢町は、当該事業の実施状況等を確認するため、必要があると認めたときは、当該事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 町長は、交付決定者が次の表に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして三重県及び南伊勢町が認めた場合はこの限りではない。

区分	返還の要件
全額返還	(1)虚偽の申請等をした場合(移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者であることが判明した場合を含む。) (2)移住支援金の申請日から3年未満に南伊勢町から転出した場合 (3)別表第2-(1)の場合(就職に関する要件)において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
半額返還	移住支援金の申請日から3年以上5年以内に南伊勢町から転出した場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、三重県と南伊勢町が協議して定める。

附 則

この告示は、令和元年12月10日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日南伊勢町告示第155号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日南伊勢町告示第165号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日南伊勢町告示第 号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係） 移住等に関する要件

次に掲げる(1)(2)及び(3)に該当すること。 世帯の申請の場合にあっては、(4)も該当すること。	
(1) 移住元に関する要件	次に掲げる事項のすべてに該当すること。 (ア) 住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。 (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。) (ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
(2) 移住先に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) 令和元年9月10日以降に転入したこと。 (イ) 移住支援金の申請時において、転入後3ヶ月以上1年以内であること。 (ウ) 南伊勢町に移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
(3) その他の要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者(「三重県移住・就業マッチング支援事業からの暴力団等排除措置要領」の別表に掲げる一に該当する者をいう。以下同じ。)でないこと。 (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 (ウ) その他三重県又は南伊勢町が移住支援金の対象として不相当と認められた者でないこと。
(4) 世帯に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。 (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年9月10日以降に転入したこと。 (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後3ヶ月以上1年以内であること。

	(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
--	---

別表第2(第2条関係) 就職、テレワークに関する要件

次に掲げる(1)又は(2)の要件に該当すること。	
(1)就職に関する要件	<p><u>1)一般の場合</u></p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア)勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。</p> <p>(イ)就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。</p> <p>(ウ)就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>(エ)週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3ヶ月以上在職していること。</p> <p>(オ)上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。</p> <p>(カ)当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(キ)転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p><u>2)専門人材の場合</u></p> <p>プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア)勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。</p> <p>(イ)週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3ヶ月以上在籍していること。</p> <p>(ウ)当該就業先において移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(エ)転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(オ)目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p>
	(2)テレワークに関する要件

南伊勢町長 様

申請者 印

南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付申請書

南伊勢町移住・マッチング支援事業における移住支援金交付要綱第4条の規定により、次のとおり必要な書類を添えて移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年	月 日
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援補助金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就職 (一般)		就職 (専門人材)	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク				

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)

様式第2号「移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書」に記載された内容について		A. 誓約及び同意する		B. 誓約及び同意しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものについて		A. 該当しない		B. 該当する
申請日から5年以上継続して、南伊勢町に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就職に関する要件の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して就業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない

(就職に関する要件の「一般」の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの 経営を担う者との関係		A. 3親等以内の 親族に該当しない		B. 3親等以内の親 族に該当する
(テレワークに関する要件の場合のみ記載) 南伊勢町への移住の意思について		A. 自己の意思で ある		B. 所属からの命令 である

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

#### 4 転出元の住所

住所	〒
----	---

#### 5 東京 23 区への在勤履歴(東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載)

※住民票を移す直前 10 年間のうち、通算 5 年以上の在勤履歴を記載

期間	企業名	就業地
～		〒
～		〒
～		〒
～		〒
～		〒
～		〒

※東京 23 区への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

#### 6 移住後の生活状況(テレワークに関する要件の場合のみ記載)

勤務先部署	
住所	
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他 ( )

#### 7 交付申請額(※申請する金額を記入してください)

金  円

## 8 添付書類

- (1) 移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書(様式第2号)
- (2) 南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における就職、テレワークの要件に関する証明書(様式第3号)
- (3) 住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上在住の証明書類  
(戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等。)  
※世帯の場合は、移住元(転入前)において同一世帯であったことが確認できること
- (4) 住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上就労の証明書類  
(※以下の書類)  
**【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】**
  - (4)-1 移住元で就業していた企業等の退職証明書等
  - (4)-2 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類(離職票等)**【法人経営者又は個人事業主であった者】**
  - (4)-3 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類
  - (4)-4 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類**【東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職していた者】**
  - (4)-5 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)
- (5) 身分証明書(提示により本人確認ができる書類)
- (6) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住支援金の交付申請にあたり、次の事項について誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付要綱第2条の規定に関する交付対象者要件について、該当するすべての要件を満たしています。
- (2) 南伊勢町移住・就業マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、三重県及び南伊勢町から求められた場合には、それに応じます。
- (3) 以下の場合には、三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領(以下「県実施要領」という。)及び南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

ア 移住支援金の申請にあたって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：**全額**

(移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。)

イ 移住支援金の申請日から3年未満に南伊勢町から転出した場合：**全額**

ウ 別表第2-(1)の場合(就職に関する要件)において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：**全額**

エ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に南伊勢町から転出した場合：**半額**

2 同意事項

- (1) 上記1(3)の誓約事項が遵守されているか確認するために、南伊勢町が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 三重県及び南伊勢町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。
- (3) 三重県及び南伊勢町は、申請者及びその世帯員が暴力団等に関係するものであるかを確認するため、移住支援金の申請日から5年間、申請者及びすべての世帯員の氏名、生年月日を三重県警察本部に確認することに同意します。

年 月 日

南伊勢町長 様

住所

申請者

氏名

印

様式第3号(第4条関係)

【就職に関する要件の場合】

年 月 日

南伊勢町長 様

所在地

事業者名

代表者名

印

電話番号

担当者

南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における就職の要件に関する証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
マッチングサイト 求人管理番号	
※プロフェッショナル人材事業 又は先導的人材マッチング事業 を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

南伊勢町移住・就業マッチング支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三重県及び南伊勢町の求めに応じて、三重県及び南伊勢町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号(第4条関係)

【テレワークに関する要件の場合】

年 月 日

南伊勢町長 様

所在地  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号  
担当者

南伊勢町移住・就業マッチング支援事業におけるテレワークの要件に関する証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	〒
勤務者住所 (移住後)	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

南伊勢町移住・就業マッチング支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三重県及び南伊勢町の求めに応じて、三重県及び南伊勢町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第4号(第5条関係)

南伊勢町指令 第 号

南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付決定通知書

様

年 月 日付、 第 号で申請のあった南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における移住支援金に対し、南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付要綱第5条の規定により交付を決定します。

1 移住支援金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助条件は、南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付要綱の定めるところに従うところとする。

年 月 日

南伊勢町長

印

様式第5号(第5条関係)

年 月 日

様

南伊勢町長

印

南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付申請却下通知書

年 月 日付、 第 号で申請のあった南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における移住支援金の交付について、次のとおり却下しましたので通知します。

(却下理由)

様式第6号(第6条関係)

南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付請求書

年 月 日

南伊勢町長 様

(請求者)

住 所

氏 名

印

年 月 日付、 第 号で交付決定のあった南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における移住支援金について、南伊勢町移住・就業マッチング支援事業における移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名			
支店(所)名		口座種別	普通・当座・( )
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

※口座名義は請求者本人名義のものに限ります。